

令和4年3月10日

令和4年第1回
恵那市議会定例会追加議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目

次

議第 26 号	恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について……………	5
議第 27 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について ……………	7

議第26号

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年3月10日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得要件を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第 18 条第 2 号中「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 22 条を第 24 条とし、第 21 条の次に次の 2 条を加える。

（妊婦又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 22 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 23 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議第 27 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 10 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険料の被保険者均等割額を減額するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成16年恵那市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の6の2中「第18条」の次に「及び第18条の3」を、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第18条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「63万円」を「65万円」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の6又は第14条の6の10」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の6第2項」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の6第3項」と読み替え

るものとする。

- 4 当該年度において、第 18 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第 14 条又は第 14 条の 5 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第 18 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第 14 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第 1 号に掲げる額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額（第 14 条第 2 項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

- 5 第 14 条第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 14 条第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 14 条又は第 14 条の 5」とあるのは「第 14 条の 6 の 6 又は第 14 条の 6 の 10」と、「第 14 条第 2 項」とあるのは「第 14 条の 6 の 6 第 2 項」と、第 5 項中「第 14 条第 3 項」とあるのは「第 14 条の 6 の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。

附則第 8 条第 3 項中「起算して 1 年 6 月を超えないもの」を「通算して 1 年 6 月間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 14 条の 6、第 14 条の 6 の 12、第 18 条及び第 18 条の 3 の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。